

(一体型)

株式会社マスコ総合事務管理センター

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女問わずワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境を実現するため、次のように「一般事業主行動計画」を公表します。

1. 計画期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 育児短時間勤務制度または所定外労働の制限の対象者を小学校就学前までの子を持つ社員に拡大し、制度の利用向上を図る。

<対策> 令和6年上期～ 制度の導入について会議等にて検討を行う

令和7年下期～ 就業規則の素案作成開始

令和8年下月～ 子育てを行う社員の福利厚生制度の整備

令和9年上月～ 規則制定

目標2 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする

<対策> 令和6年上期～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

令和7年下期～計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う

令和8年下月～各部署において年次有給休暇の取得計画を策定、実施

目標3 女性社員が仕事と家庭を両立しながらも当社で大いに活躍できるよう、職場環境を整備するとともに、私生活との両立を目的としたリモートワーク環境を充実させる。

<対策> 令和6年4月～出産や育児のための各種休暇制度を、社内報等を活用し一度周知することで、柔軟な働き方による仕事と家庭の両立支援を行う。

令和7年4月～子育て期間中に生ずる時間的な制約が、当人の人事評価において不利になることがないよう、当人の労働生産性を重視した公正な人事評価を継続して実施していく。